

「本町橋 BASE」魅力創造に向けた  
マーケット・サウンディング（市場調査）  
実施要領

平成 30 年 10 月

大阪市経済戦略局

水都大阪コンソーシアム

## も く じ

1. 調査の概要 <P4>
  - (1) 名称
  - (2) 実施者
  - (3) 趣旨
  
2. 調査対象区域 <P5>
  - (1) 提案可能範囲
  - (2) 交通条件・近隣施設
  - (3) 地域地区等（都市計画法）の指定
  - (4) 接面道路の状況
  - (5) インフラ設備の状況
  
3. 事業の基本的な考え方について <P6>
  - (1) 利活用の条件等について
    - 1) 河川区域について
    - 2) 公園区域について
    - 3) その他関連法令について
  - (2) 事業者が設置する施設等の条件等について
  - (3) 駐車場について
  - (4) 水上利用（係留等）について
  - (5) 安全対策について
  - (6) 事業者が負担する必要がある経費について
    - 1) 民間事業者による施設整備・運営・維持管理費用、事業運営・管理費用、広報活動費など、提案した事業にかかる経費
    - 2) 占用料等
    - 3) 保証金
  - (7) 原状回復義務について
  - (8) 地域での利活用の状況について
  - (9) 事業期間及び事業評価について
  - (10) 事業開始までのスケジュールについて
  - (11) 公共船着場の活用について
  - (12) 東横堀川水門・道頓堀川水門の通航について
  - (13) 水質向上の取組みについて（参考情報）
  
4. 提案・意見を求める内容 <P12>
  
5. 対話の実施について <P12>
  - (1) 対話の対象者

## (2) 対話の実施方法

### 6. 調査の進め方 <P13>

- (1) マーケット・サウンディング実施の公表
- (2) 現地見学会
- (3) 対話の受付・実施
- (4) 結果概要の公表

### 7. 申込・問合せ先 <P14>

#### 《別紙》

- 別紙 1 - 1 「付近見取図」
- 別紙 1 - 2 「管理区域別図」
- 別紙 2 - 1 「提案可能範囲図（陸上）」
- 別紙 2 - 2 「提案可能範囲詳細図（陸上）南側」
- 別紙 2 - 3 「提案可能範囲詳細図（陸上）北側」
- 別紙 2 - 4 「提案可能範囲整備イメージ（陸上）北側」
- 別紙 2 - 5 「提案可能範囲係留イメージ（水上）南側」
- 別紙 2 - 6 「提案可能範囲係留イメージ（水上）北側」
- 別紙 2 - 7 「係留施設配置平面図」
- 別紙 3 「河川敷地の占用許可について」
- 別紙 4 「流水占用料の基本的な考え方」
- 別紙 5 「公園使用料の基本的な考え方」
- 別紙 6 「船の係留を提案する場合の留意事項」

#### 《提案書類・申込書の様式》

- 様式 1 提案・意見書
- 様式 2 現地見学会参加申込書
- 様式 3 対話参加申込書

# 1. 調査の概要

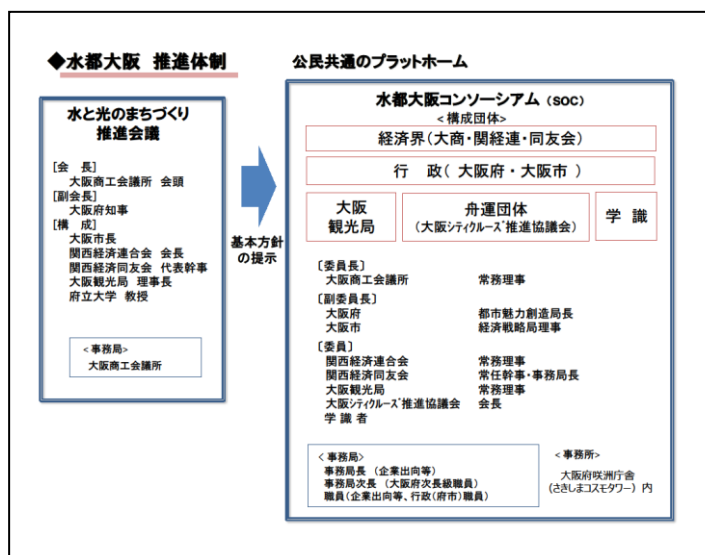
## (1) 名称

「本町橋 BASE」魅力創造に向けたマーケット・サウンディング（市場調査）

## (2) 実施者

- ・ 大阪市経済戦略局
- ・ 水都大阪コンソーシアム(\*)

\*水都大阪コンソーシアム：「水と光のまちづくり推進会議」（大阪商工会議所、大阪府、大阪市、関西経済連合会、関西経済同友会で構成）のもと、大阪の水辺を生かした都市魅力づくりに取り組む、公民一体型の組織。



図一 水都大阪 推進体制

\*水都大阪HP <https://www.suito-osaka.jp/>

## (3) 趣旨

- ・ 大阪では、水と光の魅力で世界の人々を惹きつける「水と光の首都大阪」を実現するため、大阪府・大阪市・経済界で構成する「水と光のまちづくり推進会議」（図-1）で示された基本方針に基づき、オール大阪で取り組みを進めています。
- ・ 世界の都市間競争に打ち勝つ都市魅力を創造・発信するため、大阪府市共通の戦略として策定された「大阪都市魅力創造戦略」（平成 24 年 12 月）において「水と光の首都大阪の実現」が重点取組みのひとつに位置づけられ、引き続き策定された「同戦略 2020」（平成 28 年 11 月）においても、重点取組「世界第一級の文化・観光拠点形成・発信」に「水と光のまちづくりの推進」が位置づけられています。
- ・ このような中で、「水の回廊(\*1)」の大阪城・中之島と道頓堀をつなぐ位置にあり、かつ、大阪市中心部にある東横堀川(\*2)において、本町橋(\*3)に隣接する公園の再整備を契機に、大阪市民・府民をはじめ観光客等が憩う、舟運と連動した東横堀川初の新たな水辺の拠点を創出することにより、まちの活性化ならびに、水都大阪の魅力向上を進めます。さらに将来的には、「本町橋 BASE」のにぎわいを先がけとし、東横堀川沿川ににぎわいを広げ、魅力あふれる新たな水辺の魅力スポットとなることをめざします。

- ・ 今回のマーケット・サウンディング（以下、「本調査」という）においては、平成 26 年度に実施したマーケット・サウンディングや平成 28、29 年度に実施したヒアリング調査の結果をふまえ、実施・計画している魅力向上の取組みや規制緩和の可能性を示した上で、民間事業者の方から、更なるにぎわい創出のアイデアやノウハウをお聞きし、市場性の有無や市場性を確保するためのアイデア等を頂戴したいと考えております。
- ・ 本調査で頂いた提案・意見を踏まえ、行政としてどのようなサポートができるか、施設管理者等関係機関と検討した上で、平成 30 年度末頃に実施予定の魅力創造事業の公募条件を整理していく予定です。
  - \*1 水の回廊：大阪市内都心部を流れる川（堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川）
  - \*2 東横堀川：大阪城の外濠として 1585 年に開削された大阪で最も古い堀川
  - \*3 本町橋：2013 年に架橋 100 年を迎えた、大阪市内最古の現役橋。橋脚にはルネサンス様式の美しい意匠が施され、大阪市指定文化財に登録

## 2. 調査対象区域

### (1) 提案可能範囲

- ・ 大阪府中央区本町橋 3 番、4 番の河川区域：東横堀川緑道公園（都市計画公園）  
本町橋北側右岸 阪神高速道路本町出口より南側：約 650 m<sup>2</sup>、北側：約 260 m<sup>2</sup>
- ・ 一級河川 東横堀川の本町橋下流の指定した水面区域  
阪神高速道路本町出口より南側：約 200 m<sup>2</sup>、北側：約 710 m<sup>2</sup>  
提案可能区域は、本町橋下流で指定された範囲のうち、阪神高速道路の橋脚より外側とします。

別紙 1-1 「付近見取図」

別紙 1-2 「管理区域別図」

別紙 2-1 「提案可能範囲図（陸上）」

別紙 2-2 「提案可能範囲詳細図（陸上）南側」

別紙 2-3 「提案可能範囲詳細図（陸上）北側」

別紙 2-4 「提案可能範囲整備イメージ（陸上）北側」

別紙 2-5 「提案可能範囲係留イメージ（水上）南側」

別紙 2-6 「提案可能範囲係留イメージ（水上）北側」

別紙 2-7 「係留施設平面図」

### (2) 交通条件・近隣施設

交通条件：Osaka Metro 堺筋線・中央線「堺筋本町」駅より徒歩約 6 分

近隣施設：シティプラザ大阪、マイドームおおさか・大阪商工会議所、

大阪産業創造館・大阪企業家ミュージアム ほか

### (3) 地域地区等（都市計画法）の指定

区域区分／市街化区域

用途地域／商業地域

建ぺい率／80%

容積率／800%（ただし、河川敷のため杭基礎構造の建築物は不可）

防火地域／準防火地域、防火地域

その他の条件／河川区域及び都市計画公園

#### （４） 接面道路等の状況

敷地東側で市道（東横堀東岸線・幅員 7.82m）、南側角で市道（本町左専道線・幅員 21.82mに接面）

#### （５） インフラ設備の状況

電 気／無 （ただし、北側では、イベント時の電気設備設置予定）

下水道／無 （敷地 1 階より、東側下水道に接続するためにはポンプでの圧送が必要）

ガ ス／無

上水道／無 （樹木用散水栓あり）

### 3. 事業の基本的な考え方について

現時点で想定している利活用の条件等は以下のとおりです。ただし、関係先と協議中の事項を含んでおり、また、本調査結果を受けて利活用の条件等を変更する可能性があるため、魅力創造事業の公募内容を変更する可能性があります。

#### （１） 利活用の条件等について

##### 1) 河川区域について

- ・提案可能範囲は全域が河川区域となっているため、河川法及び、その関連法令に従って事業を行う必要があります。
- ・河川区域については、河川管理者（大阪市建設局）から都市・地域再生等利用区域の指定を受け、そのもとで、民間事業者が占用主体となって事業を実施することを想定しています。

\*別紙3「河川敷地の占用許可について」

- ・都市・地域再生等利用区域では、民間事業者が、広場、イベント施設、船着場、船舶係留施設及びこれらと一体となす飲食店、売店、オープンカフェ、照明、切符売り場、案内所、船上食事施設など、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設のうち、河川管理者が定めるものを設置することが可能です。
- ・都市・地域再生等利用区域であることから、検討会（\*）に事業計画や報告を行い合意形成をはかりながら、事業を進めていくこととなります。

\*検討会：地域、施設管理者、関係機関・施設等で構成

- ・河川区域の占用にあたっては、大阪府流水占用料等条例により、大阪府へ占用料を納付する必要があります。河川占用料については、下記「（6）2）占用料等」および、別紙4を参照してください。

\*大阪府流水占用料等条例

URL：[http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki\\_honbun/k201RG00000765.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000765.html)

##### 2) 公園区域について

- ・提案可能範囲の陸上部分については、都市公園区域となっています。このため、上記「1）

河川区域について」とあわせて、都市公園法、大阪市公園条例及びその他関連法令を遵守する必要があります。

- ・事業者が施設等を設置・使用する場合は都市公園法に基づき、公園管理者（大阪市建設局）から公園施設設置許可を得て、事業を実施する必要があります。
- ・事業者が設置できる施設等は、売店、飲食店、休憩所など、都市公園法第2条第2項に定める「公園施設」となります。
- ・公園区域に施設等の屋外席を一定期間設けることができます。ただし、設置しようとする場合は、設置及び利用に関する事項について本市関係先と事前協議を行う必要があります。
- ・イベント等の実施にあたり、公園区域を使用する場合には、事前に公園管理者と協議を行うとともに行為許可申請書を提出し許可を得る必要があります。また、当該行為に伴って工作物等が設置される場合は、占用許可として取り扱い、占用許可申請書を提出し許可を得る必要があります（この場合、行為許可は占用許可に含まれます）。
- ・事業者が施設等を設置・使用する場合、またはイベント等を実施する場合は、大阪市公園条例により、大阪市へ使用料を納付する必要があります。公園使用料については、下記「(6) 2) 占用料等」および、別紙5を参照してください。

※都市公園における許可関係

URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009736.html>

※公園使用料

URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009730.html>

### 3) その他関連法令について

- ・河川、公園にかかる法令等のほかに、消防法や興行場法、食品衛生法、騒音・振動への規制基準など、事業実施にあたり関連する法令及び条例等を遵守する必要があります。

## (2) 事業者が設置する施設の条件等について

- ・建物施設を設置する場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法、河川法、都市公園法の規定に適合する建築物とする必要があります。
- ・新たに設置した施設等は、事業者の所有となります。
- ・公園内に固定された施設を配置する場合、別紙2-2「提案可能範囲詳細図（陸上）南側」に示す場所に限定されており、建設面積は約200㎡以下となります。当該場所は、現在、下水道工事中であり工事完了後は、事業者にて掘削することを想定し、事業者が使用する時点では、仮のアスファルト舗装となっています。
- ・河川区域内での上載加重の制限はありませんが、河川構造物に影響があるため、杭基礎構造の建物は建築できません。
- ・建物は、河川や公園との一体的な景観を作り出すとともに、周辺の景観にも配慮がなされたものとなるようしてください。
- ・トイレや休憩スペースの設置など、公園及び舟運利用者の利便性の向上につながるようしてください。
- ・提案する施設においては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」をはじめとする関係法令等に基づき、施設等の利用者の移動等の円滑化に十

分配慮する必要があります。

- ・「大阪市自転車駐車場附置等に関する条例」に基づき、当該施設の利用者のために必要な台数分の自転車駐車場を、施設規模に応じて設置または設置に努める必要があります。

\*建築物における自転車駐車場の附置について

URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000074392.html>

- ・施設等の運営に必要な供給設備（上下水道・電気などのインフラ）の整備及び道路の復旧については、各供給事業者や道路管理者との協議も含め民間事業者が自ら行うこととします。
- ・建築物の基礎、水道・下水道・電気工事等のインフラ工事以外の目的による土地の掘削は認められません。
- ・事業区域内の土地高さは、概ね OP(大阪湾最低潮位)+3.40 です。接面する道路等は概ね OP+6.00 です。東横堀川水門内の水位は概ね OP+1.70～+2.10 に保たれています。
- ・借地借家法の適用はないものとします。

### (3) 駐車場について

- ・北側公園の北側接道エリアに約 13m×6m（概ね OP+6.00）の駐車場を設けます。
- ・駐車場については、公園の区域外となっており、事業者により日常的な管理をしていただくこととなります。
- ・事業者の提案により有料の一時利用駐車場として活用することができますので、積極的にご活用ください。その際は、河川占用料の支払いが必要です。
- ・ただし、当地でイベント等を開催するために地域団体が駐車場を使用する際は無料扱いとするなど、配慮してください。

### (4) 水上利用（係留等）について

- ・河川（水上）を、船の係留場所として活用する場合は、治水上支障なく、かつ、舟運の運航に支障のない範囲で利用可能としますが、係留の方法、必要な施設等について、河川管理者や近接する阪神高速道路㈱などの関係機関と事前協議が必要となります。必要な留意事項は別紙6を参照してください。
- ・北側公園で平成30年度末に完成を予定している、係留に利用できる施設は以下の2点です（別紙2－7参照）。
  - 1) 川側の転落防止柵に門扉設置
  - 2) 係留施設：護岸に緩衝材、係船柱設置

\*本市にて北側公園の護岸沿いに係留施設の設置を検討中です。設置できると仮定して、係留事業に活用したい場合は、その方法をご提案ください。
- ・係留後の乗組員の動線についても考慮し、魅力創造事業者が必要な施設を設置する場合はその内容をご提案ください。
- ・船の係留を実施する際に、管理運営のための費用相当として、利用者から利用料を徴収することができます。また、他事業者が実施するクルーズの案内・チケット販売・待合等の役割を担うときは、他事業者からサービス料等を徴収することができます。なお、利用料・



サービス料等の金額設定については、高額としないこととし、事業運営にかかる収支を算出したうえで、本市と事前協議を行い決定することとします。

- ・船上食事施設等、水上を活用した商業施設を停泊する場合も、同様に、河川管理者をはじめ、関係機関との事前協議が必要となります。船上食事施設等を設置する場合は、船舶安全法に基づく検査について近畿運輸局と協議を行う必要があります。検査の内容は、施設の形状及び利用形態により異なります。

#### (5) 安全対策について

- ・占有区域は河川区域及び公園区域内であることから、災害時に備えて万全の対策と連絡体制等の構築が必要となります。また、災害発生時には、河川管理者や公園管理者等の関係機関の指示に従い適切に対応する必要があります。
- ・占有区域内におけるイベント開催時など、通常よりも混雑する場合の安全対策及び災害時における避難路の確保や避難誘導、連絡体制等について、開催の都度、所管警察等関係機関との協議が必要となります。
- ・イベント開催にあたっては、利用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険へ加入していただくことになります。

#### (6) 事業者が負担する必要がある経費について

##### 1) 民間事業者による施設整備・運営・維持管理費用、事業運営・管理費用、広報活動費など、提案した事業にかかる経費

- ・事業者が公園に施設を設置する場合の整備費用、インフラ関連の整備費用や、水上で係留や船上レストラン等を実施するための整備費用、および、維持管理にかかる費用、事業終了後の原状回復にかかる費用（下記の（7）原状回復義務 参照）は全て事業者の負担となります。
- ・店舗の営業や事業実施、広報活動にかかる費用は全て事業者の負担となります（店舗の営業や事業実施等による収益は事業者の収入となります）。
- ・公園の日常的な清掃等の環境維持は、事業者の提案に基づき、施設と一体的に行っていただくことを想定しています。

##### 2) 占用料等

- ・事業者は、施設等を設置する土地や水面など、排他独占的に使用する区域については、大阪府流水占用料等条例に基づく流水占用料を大阪府に、大阪市公園条例に基づく公園使用料を本市に支払っていただく必要があります。
- ・流水占用料及び公園使用料は、内容・面積（インフラ設備を含め、排他独占的に使用する土地面積及び水面面積の合計とし、公共空間の面積は除く）に応じ、定められます。基本的な考え方は別紙4、別紙5のとおりです。  
例えば、飲食等の営利事業で独占的かつ継続的に使用する区域については、以下の占用料等が必要です。

流水占用料 7,900 円/㎡年＋公園使用料 6,600 円/㎡年以上＝14,500 円/㎡年以上

\*実施内容や、排他独占的でないなどの実施方法等により、占用料等の算定が異なります。

- ・流水占用料及び公園使用料は一括払いで、許可初年度分については、許可申請をし、許可が認められた後に支払う必要があります。
- ・翌年度以降の占用料等は、毎年度当初に当該年度分を支払う必要があります。
- ・既納の流水占用料・公園使用料は還付されません。
- ・条例等改正により、流水占用料、あるいは、公園使用料が改正された場合は、条例等に定められた取扱いとします。

### 3) 保証金

- ・事業者には、使用料その他本事業から生じる全ての債務の担保として、設置する施設等の撤去費用相当額程度を、本市に保証金として預託していただくことを想定しています。
- ・保証金は、使用契約期間中、本市が無利息で預かり、契約期間の満了または解除に際し、事業者により土地の返還が完了した後、未払い等の債務があればその弁済に保証金を充当した残額を返還することとします。

#### (7) 原状回復義務について

- ・事業者は、事業期間の満了日又は協定の解除日から本市が指定する期日までに、提案可能範囲内で事業者が設置した施設及び事業者の責により汚損若しくは破損した部分を、自らの負担と責任のもと原状に回復のうえ本市立会いのもと返還していただく必要があります。  
また、建物設置範囲の舗装については、周辺舗装材と同等品にて復旧していただきます。
- ・ただし、本市が協定期間後も引き続き本事業を継続する場合で、河川管理者及び公園管理者より引き続き占用の許可を受けた場合において、次の事業者との間で施設の譲渡または売却について合意に達した場合はこの限りではありません。
- ・正当な理由なく、事業者の責めに帰すべき事由により施設等の撤去がなされない場合には、保証金をもって本市が撤去します。その場合、保証金に不足が生じた場合には、事業者に不足額を請求することとします。

#### (8) 地域での利活用の状況について

- ・提案可能区域の公園は、本町橋近隣の地域の方に憩いの場として期待されています。
- ・東横堀川では、地域団体である東横堀川水辺再生協議会（通称：e-よこ会）が、水辺を活用したイベントや利活用促進に向けた社会実験を行ってきています。
- ・提案可能区域の西岸（東横堀川左岸）では、現在、大阪市経済戦略局が河川区域を一時占用し、沿川店舗の川側の地先を利活用する社会実験が行われています。
- ・魅力創造事業の実施にあたっては、上記の活動をはじめ、周辺地域と連携・協力して進めていただくことを想定しています。

#### (9) 事業期間及び事業評価について

- ・事業期間は、事業者と本市が協定書を締結したときから起算して、最長20年とすることを想定してします。
- ・施設等の運営状況等について、毎年度末に検討会に事業報告・決算見込・次年度計画等を

報告していただきます。

- ・公園管理者・河川管理者それぞれ3年毎に継続の許可申請を行い許可を得る必要があります。なお、継続に際しては、検討会に毎年度の報告とあわせて次の3年間についての事業計画を報告することが必要です。

#### (10) 事業開始までのスケジュールについて

- ・本市が実施する公園整備スケジュール（予定）
  - 北側：H30年秋～H31.3月まで
  - 南側：H32.3月まで（H30年度完了予定の下水管渠築造工事の後に着手）
- ・事業者の実施スケジュール（予定）
  - 魅力創造事業企画提案公募開始：H31年春
  - 事業予定者（優先交渉権者）決定：H31年夏
  - 河川・公園占用許可等：下記の工事着工まで
  - 工事着工：H32.4月頃

（南側公園整備工事終了後。ただしライフライン工事は市工事との調整により先行することは可能。）

\*工事完了次第、事業開始可能

#### (11) 公共船着場の活用について

- ・本町橋船着場は、公共船着場として、大阪市経済戦略局が占用し、NPO 法人大阪水上安全協会を包括的使用者（実質的な管理者）とする形態で、窓口を一元化しています。
  - ・窓口一元化の実施にあたっては、施設の維持補修や安全点検など、管理運営に係る協力金を大阪水上安全協会が、使用する事業者から徴収する仕組みとなっています。
  - ・その他、船着場の利用ルールや協力金等の詳細については、HPで確認してください。
- \*公共船着場の窓口一元化
- URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000009416.html>
- \*公共船着場のしおり
- URL：<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/cmsfiles/contents/0000009/9416/d.pdf>

#### (12) 東横堀川水門・道頓堀川水門の通航について

- ・提案可能範囲の河川は、東横堀川水門と道頓堀川水門内にあり、水位が管理されています。
- ・河川水上交通の安全と進行に関する協議会による「河川水上航行ルール」に基づき、東横堀川及び道頓堀川を航行する船舶の船幅の制限は5m以下となっています。
- ・東横堀川水門、道頓堀川水門の通航は、午前9時から午後10時までで3日前までに申請が必要です。ただし、年末年始の12月29日から翌1月3日の間は原則通航できません。
- ・水門を通航できる船舶の最高限度は、以下のとおりです。

道頓堀川閘門	長さ	44m	幅	8.6m	有効高さ	8.2m	吃水	1.6m
東横堀川閘門	長さ	44m	幅	21.6m	有効高さ	3.9m	吃水	1.3m
- ・水上バイク等は通航できません。
- ・高潮・津波の注意報・警報が発令されている時、東横堀川及び道頓堀川水門の閘門は開閉

運転をしません。

- ・ 詳細は、次の HP を参照ください。  
\* 東横堀川水門及び道頓堀川水門の通航について

URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002546.html>

### (13) 水質向上の取組みについて（参考情報）

大阪市建設局では、東横堀川・道頓堀川の魅力向上に向け以下のとおり水質改善に取り組んでおり、生物化学的酸素要求量(BOD)が改善され、水質の良い大川に近づいています。

- ア) 平成の太閤下水の供用開始（H26年度から）  
\* 東横堀川への下水の放流がほとんどなくなる
- イ) 水門操作による浄化運転（水質の良い大川の水の流入）
- ウ) 川底の土砂の浚渫（H26～30年度）
- エ) 中浜下水処理場から超高度処理水を導入（H32年度に対象区域の北側で放水場所設置計画）

## 4. 提案・意見を求める内容

- ・ 提案可能範囲において、「1（3）趣旨」に基づく水辺に集い憩う日常的なにぎわいが創出される事業展開について、民間事業者のノウハウ、創意工夫を活かした幅広いアイデアをご提案、ご意見ください。
- ・ 頂いたアイデアについて、行政としてどのようなサポートを行うことができるか、施設管理者等関係者と検討していきますので、「3. 事業の基本的な考え方」をふまえながらも、必ずしもとらわれることなく、魅力創造につながると考える事業を積極的にご提案、ご意見ください。
- ・ 提案や意見を求めたい主な項目は、次のとおりです。現時点で可能な範囲で様式1に記載して頂きご提案ください。

### 《提案・意見を求める内容》

- ア) 趣旨、事業コンセプト
- イ) 事業者で整備する施設の内容（施設概要、店舗や待合所などの概要等）
- ウ) 管理運営（運営期間、営業形態等）
- エ) 事業効果（集客見込み、周辺地域への波及、舟運活性化等）
- オ) 投資額、概算収支（見込み）
- カ) 魅力創造事業の公募条件に対する意見

### 《提案・意見が可能な項目（例）》

- キ) 公共船着場や係留提案可能範囲を活用した舟運事業の内容（クルーズの企画、係留の実施方法、水の回廊の他の拠点との連携、クルーズ案内・待合・チケット販売機能、安全確保のための取組み等） \* 非動力船を含む
- ク) 区域内公園の活用（イベント等のソフト事業の内容、地域団体が実施するイベント等との連携、日常的な環境維持の実施方法等）
- ケ) 夜間景観の演出（公園・施設のライトアップ、ブラックライトの設置、プロジェクションマッピング等）

## 5. 対話の実施について

### (1) 対話の対象者

対話の対象者は、提案可能範囲での魅力創造事業として関心と意欲を有する法人又は法人のグループとします。

### (2) 対話の実施方法

- ・ 提案・意見書（様式1. 枚数に指定はありません。概要も可）5部をお持ちください。
- ・ 提案可能範囲に関する情報について可能な限り情報を提供します。
- ・ 対話参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に非公開で実施します。
- ・ 提案・意見いただいたアイデア等が実現可能かを検討するために、河川・公園管理者や関係機関と協議することがあります。この場合、協議先にアイデア等は非公開であることを伝え、情報管理の取扱いを確認します。
- ・ 対話参加事業者の名称は非公開とします。
- ・ 対話参加に要する費用は、対話参加事業者の負担とします。
- ・ 対話参加できる人数は、基本的に1グループ4名までとします。
- ・ 所要時間は1グループ60分以内を目安とします。
- ・ 必要に応じて複数回の対話を行うことがあります。
- ・ 魅力創造事業の民間事業者の公募が行われた場合、当対話への参加実績は優位性を持つものではありません。また、対話参加への対価、結果に対する報酬の提供はありません。

## 6. 調査の進め方

### (1) マーケット・サウンディング実施の公表

大阪市・水都大阪HPに掲載し、広く対話に参加する事業者を募集します。

### (2) 現地見学会

実施日：平成30年10月31日（水） 14：00～

場 所：本町橋 BASE（南側公園 本町橋船着場前）

見学会参加希望の方は、平成30年10月29日（月）午後5時までに、様式2により、メールで申し込んでください。当日は、現地集合とします。

電子メールの件名は「本町橋 BASE」魅力創造に向けたマーケット・サウンディング現地見学会参加申込（法人名）」としてください。

\*到着確認のため、申し込み後に必ず、本市の連絡先電話番号まで連絡をお願いします。

\*見学会当日には、本実施要領は配付しないので、各自持参してください。

\*現地説明会に不参加の場合でも対話への参加申込（提案）は可能です。

### (3) 対話の受付・実施

対話受付期間：平成30年10月15日（月）～ 11月28日（水）午後5時

対話実施期間：平成30年10月17日（水）～ 11月30日（金）

期間中随時、申込を受け付け、対話の日程・場所を調整して決定します。様式3によ

り、メールで申し込んでください。対話に向けて、質問事項等があれば、様式3にご記入ください。

電子メールの件名は「本町橋 BASE」魅力創造に向けたマーケット・サウンディング対話参加申込（法人名）」としてください。

\*到着確認のため、申し込み後に必ず、本市の連絡先電話番号あて連絡をお願いします。

#### (4) 結果概要の公表

公表時期：平成30年12月下旬頃（予定）

事業者の名称やアイデア及びノウハウの保護に配慮した上で、概要を取りまとめ次第、大阪市 HP、水都大阪 HP にて公表します。

#### 7. 申込・問合せ先

大阪市経済戦略局 観光部観光課水辺魅力担当（水都大阪コンソーシアム事務局兼任）

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38階

電話：06-6210-9311 ファックス：06-6615-6300

メールアドレス：[ga0021@city.osaka.lg.jp](mailto:ga0021@city.osaka.lg.jp)

受付時間は、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び、月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時を除きます。